

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

政策名		安心できるIT社会の実現			評価方式	実績評価	番号
		22年度	23年度	24年度			
予算 の 状 況	当初予算(千円)	207,630 < 119,228,024 >	227,291 < 103,367,889 >	223,945 < 115,955,580 >	239,395 < 104,147,348 >	291,803 < 120,141,519 >	
	補正予算(千円)	0 < 3,925,990 >	0 < 59,357,050 >	178,832 < 48,538,901 >			
	繰越し等(千円)	0 < 35,885,711 >	0 < 19,596,630 >	0 < 27,895,574 >			
	計(千円)	207,630 < 159,039,725 >	227,291 < 182,321,569 >	402,777 < 192,390,055 >			
	執行額(千円)	178,765 < 122,402,792 >	197,822 < 136,489,781 >	191,344 < 129,590,740 >			
政策評価結果の概算要求への反映状況		既存の施策を引き続き実施すべきであるとされた政策評価結果を踏まえ、サイバー犯罪対処能力の強化、サイバーテロに対して迅速・的確な対処をするための取組、サイバーインテリジェンス対策に係る取組等を推進するために必要な経費を概算要求した。					

政策評価調書(個別票2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	安心できるIT社会の実現					番号	予算額		政策評価結果の反映による見直し額(削減額)合計
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項		25年度当初予算額	26年度概算要求額	
対応表においてとなっているもの	1	一般	警察庁	情報技術犯罪対策費	情報技術犯罪対策に必要な経費		239,395	291,803	-17,668
	2	一般	警察庁	科学警察研究所	研究・鑑定等に必要な経費	< 753,954 >	< 803,391 >		
	3	一般	警察庁	警察活動基盤整備費	警察活動基盤の整備に必要な経費	< 100,370,085 >	< 118,155,062 >		
	4	東日本大震災復興特別	警察庁	治安復興政策費	警察活動基盤の整備に必要な経費	< 2,822,499 >	< 1,006,855 >		
	5	東日本大震災復興特別	警察庁	治安復興事業費	警察活動基盤の整備に必要な経費	< 200,810 >	< 176,211 >		
	小計						239,395	291,803	-17,668
						< 104,147,348 > の内数	< 120,141,519 > の内数		
対応表においてとなっているもの									
	小計								
対応表においてとなっているもの						< >	< >		
						< >	< >		
						< >	< >		
						< >	< >		
	小計						の内数	の内数	
対応表においてとなっているもの						< >	< >		
						< >	< >		
						< >	< >		
						< >	< >		
	小計						の内数	の内数	
合計						239,395	291,803	-17,668	
						< 104,147,348 > の内数	< 120,141,519 > の内数		

平成25年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標7 業績目標1

基本目標	安心できるIT社会の実現		政策所管課	情報技術犯罪対策課、警備企画課、情報技術解析課	政策評価実施予定時期	平成26年7月頃
業績目標	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止		政策体系上の位置付け	安心できるIT社会の実現		
業績目標の説明	ITが国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、情報セキュリティを確保するとともに、ネットワーク利用犯罪を始めとするサイバー犯罪の取締り、サイバー攻撃対策等を総合的に進めることにより、安心できるIT社会を実現する。					
業績指標	達成目標	基準年	達成年	目標設定の考え方及び根拠		
サイバー犯罪の検挙件数	サイバー犯罪の検挙件数を過去3年間の平均値よりも増加させる。	122～24年	25年	サイバー犯罪の検挙件数の増加は、サイバー犯罪の抑止の度合いを測る一つの指標となるため。		
サイバーテロの発生件数	サイバーテロの発生及び被害の拡大を防止する。	20～24年	25年	サイバーテロの発生件数は、IT社会における情報セキュリティの確保の度合いを測る一つの指標となるため。		

参考指標

サイバー犯罪等に関する相談受理件数

インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報及び有害情報件数

出会い系サイト及びコミュニティサイトの利用に起因する犯罪に遭った児童の数

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー	
	23年度	24年度				事業番号	事業名
(1) 全国協働捜査方式の推進、捜査官の育成、各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化					違法・有害情報の効率的な捜査活動を推進するための全国協働捜査方式を推進するとともに、サイバー犯罪対策に従事する警察職員に対し、サイバー犯罪に関する専門知識を習得させるための研修を実施するほか、サイバー犯罪捜査や解析のために必要な資機材を整備するなどして、適正なサイバー犯罪捜査を推進するとともに、サイバー犯罪の検挙件数の増加を図る。	74 75 76	不正アクセス取締関係資機材の整備 検疫用ネットワーク資機材の整備 サイバー犯罪取締りの推進
(2) 警察職員への研修等によるサイバーテロ対策のための体制強化(平成13年度)					サイバー攻撃対策に従事する警察職員に対し、サイバー攻撃手法等に関する研修及び民間委託による訓練等を実施するほか、新たなサイバー攻撃に対応できる資機材を整備するなどし、サイバーテロの発生及び被害の拡大防止を図る。	25-3 25-4	情勢に対応した訓練環境の充実 予防・捜査等の推進に必要なインターネット 観測技術に関する調査研究
(3) 各種講演やセミナーによる研修及びホームページ等を活用した情報発信を通じた情報セキュリティ対策に関する広報啓発					警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会、学校等における講演会、情報通信技術関連イベント等における講演やセミナーを実施するほか、警察庁ウェブサイトのサイバー犯罪対策のサイトやセキュリティポータルサイト(@police)、情報セキュリティ対策DVD、広報啓発用リーフレット等を活用して、情報セキュリティに関する広報啓発を行い、積極的な通報を喚起し、サイバー犯罪の検挙件数の増加を図る。	72	アクセス制御機能に関する技術の研究開発 の状況等に関する調査及び広報啓発等
(4) サイバーテロ対策セミナー、共同訓練等の実施による重要インフラ事業者等との連携強化					事業者等への個別訪問、セミナー等を通じた情報セキュリティに関する情報提供、事案発生を想定した共同訓練、意見交換等により、緊急対処能力の向上を図り、サイバーテロの発生及び被害の拡大防止を図る。		
(5) 情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との連携強化					サイバー攻撃に関する情報を集約・分析し、その結果を事業者等と共有することで、サイバーテロの発生及び被害の拡大防止を図る。		
(6) 国際捜査協力及び情報セキュリティに関する情報共有等によるサイバー犯罪取締り等のための国際連携の強化					G8ハイテク犯罪サブグループ会合への出席、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催、国際刑事警察機構(ICPO - Interpol)を通じたサイバー攻撃事案に係る国際捜査共助の実施により、犯罪取締り等のための諸外国との国際連携を強化し、サイバー犯罪の検挙件数の増加並びにサイバーテロの発生及び被害の拡大防止を図る。		
(7) 先進的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用推進					ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害事犯について一斉取締りを行うなど効果的な取締りを実施するほか、システムの運用により、各都道府県警察において個別に把握したサイバー犯罪に関する捜査情報等の共有を図るなど、合同・共同捜査を積極的に推進して効率的な捜査活動を行い、サイバー犯罪の検挙件数の増加を図る。		

(8) 情報技術解析に係る関係機関との連携強化		会議の開催等を通じて、情報技術の解析に係る国内捜査関係機関、民間有識者等との情報共有を行い、サイバー犯罪の検挙件数の増加並びにサイバーテロの発生及び被害の拡大防止を図る。		
(9) 総合セキュリティ対策会議の開催等による産業界等との連携強化		総合セキュリティ対策会議の開催や、不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会(官民ボード)の運営を行うほか、プロバイダ連絡協議会等においてサイバー犯罪情勢や対策の在り方等について検討や情報交換を行うとともに、インターネットに係る最新の技術に関する情報及び電子機器等の解析に必要な技術情報を得るため、民間企業との技術協力を推進するなど、サイバー犯罪の検挙件数の増加を図る。	72	アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等
(10) ホットライン業務(注)の効果的運用(平成18年度)	・参	警察庁が業務委託しているインターネット・ホットラインセンターにおいて、一般のインターネット利用者から違法・有害情報に関する通報を受理し、サイト管理者への削除依頼、警察への通報等を行うことにより、各都道府県警察において効果的かつ効果的な取組みを推進し、サイバー犯罪の検挙件数の増加を図る。	70	インターネットホットライン業務
(11) 外部委託したサイバーパトロール業務の効果的運用(平成20年度)	・参	外部委託したサイバーパトロールにおいて、出会い系サイト等における違法・有害情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターに通報するなど、サイバー犯罪の検挙件数の増加を図る。	70 71	インターネットホットライン業務 サイバーパトロール業務
(12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の効果的な運用(平成15年度)	・参	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の効果的な運用により、サイバー犯罪の検挙件数の増加を図る。		
(13) サイバー防犯ボランティアの育成・支援	・参	サイバー防犯ボランティアの育成・拡充を促進して、サイバー空間の規範意識の向上や安全・安心に対する国民の意識を醸成するほか、団体数の増加などで活動の活性化を図ることによって、サイバー犯罪の検挙件数の増加を図る。	70 73	インターネットホットライン業務 サイバー防犯ボランティア育成支援の在り方に関する調査研究
注:インターネット利用者からインターネット上の違法情報(児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚剤等規制薬物の広告に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報、有害情報(違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報)に係る通報を受け付け、警察に通報したり、プロバイダ等に削除依頼を実施する業務				
基本目標に係る予算額等は、23年度執行額197,822千円 136,489,781千円、24年度予算額402,777千円 164,494,481千円、25年度当初予算額239,395千円 104,147,348千円であった(情報技術犯罪対策費、内は複数の政策にわたる経費)。				

平成24年度実績評価書

基本目標7 業績目標1

基本目標	安心できるIT社会の実現				
業績目標	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止				
業績目標の説明	ITが国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、情報セキュリティを確保するとともに、ネットワーク利用犯罪を始めとするサイバー犯罪の取締り、サイバーテロ対策を進めることにより、安心できるIT社会を実現する。				
基本目標に関する 予算額・執行額	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況(千円)				
	当初予算(a)	207,630 < 119,228,024 >	227,291 < 103,367,889 >	223,945 < 103,254,393 >	239,395 < 104,147,348 >
	補正予算(b)	0 < 3,925,990 >	0 < 59,357,050 >	178,832 < 49,318,237 >	
	繰越し等(c)	0 < 35,885,711 >	0 < 19,596,630 >		
合計(a+b+c)	207,630 < 159,039,725 >	227,291 < 182,321,569 >			
執行額(千円)	178,765 < 122,402,792 >	197,822 < 136,489,781 >			
上段には情報技術犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「IT新改革戦略」(18年1月IT戦略本部決定) 今後のIT政策の重点 2.IT基盤の整備 (2)安心してITを使える環境の整備				
	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第5 安全なサイバー空間の構築				
	第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(25年2月) 四 世界一安全・安心な国				

業績指標	業績指標	項目	基準					実績	
	サイバー犯罪(注1)の検挙件数	項目	19年	20年	21年	22年	23年	21~23年(平均)	24年
		検挙件数(件)	5,473	6,321	6,690	6,933	5,741	6,455	7,334
	(25年4月情報技術犯罪対策課作成)								
	注1: 高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪								
達成状況:		達成目標	サイバー犯罪の検挙件数を過去3年間の平均値よりも増加させる。						
業績指標	項目	基準					実績		
サイバーテロ(注2)の発生件数	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19~23年度(平均)	24年度	
	発生件数(件)	0	0	0	0	0	0	0	
(25年4月警備企画課作成)									
注2: 重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いもの									
達成状況:		達成目標	サイバーテロの発生及び被害の拡大を防止する。						

参考指標・参考事例	参考指標	項目	19年	20年	21年	22年	23年	19~23年(平均)	24年
	サイバー犯罪等に関する相談受理件数	合計(件)	73,193	81,994	83,739	75,810	80,273	79,002	77,815
		詐欺・悪質商法	32,824	37,794	40,315	31,333	32,892	35,032	29,113
		迷惑メール	4,645	6,038	6,538	9,836	11,667	7,745	12,946
		名誉毀損・誹謗中傷	8,871	11,516	11,557	10,212	10,549	10,541	10,807
		インターネット・オークション	12,707	8,990	7,859	6,905	5,905	8,473	4,848
		不正アクセス・ウイルス	3,005	4,522	4,183	3,668	4,619	3,999	4,803
		違法情報・有害情報	3,497	4,039	3,785	3,847	3,382	3,710	3,199
		その他	7,644	9,095	9,502	10,009	11,259	9,502	12,099
	(25年4月情報技術犯罪対策課作成)								
参考指標	項目	19年	20年	21年	22年	23年	19~23年(平均)	24年	
インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報及び有害情報件数	違法情報(件)	12,818	14,211	27,751	35,016	36,573	25,274	38,933	
	有害情報(件)	3,600	6,122	6,217	9,667	4,827	6,087	12,003	
(25年4月情報技術犯罪対策課作成)									
参考指標	項目	19年	20年	21年	22年	23年	19~23年(平均)	24年	
出会い系サイト及びコミュニティサイトの利用に起因する犯罪被害にあった児童数	出会い系サイトの利用に起因する犯罪被害に遭った児童数(人)	1,100	724	453	254	282	563	218	
	コミュニティサイトの利用に起因する犯罪被害に遭った児童数(人)		792	1,136	1,239	1,085	1,063	1,076	
(25年4月情報技術犯罪対策課作成)									

業績目標達成のために
行った施策

<p>全国協働捜査方式の推進、捜査官の育成、各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化【行政事業レビュー対象事業：60 サイバー犯罪取締りの推進】</p> <p>サイバー犯罪の取締りを強化し、IT社会における国民の安全・安心を確保するため、サイバー犯罪捜査に係る地方警察官を増員するとともに、違法・有害情報の効率的な捜査活動を推進するための全国協働捜査方式(注)を活用した取締りを推進した。また、サイバー犯罪対策に従事する警察職員に対し、サイバー犯罪対策に関する専門知識を習得させるための研修、解析手法を習得させるための訓練等を実施した。さらに、サイバー犯罪捜査や解析のために必要な資機材を整備するとともに、ファイル共有ソフトによるファイルの流通状況等の実態を把握するためのP2P観測システムを運用し、ファイル情報の分析・検索を行った。</p> <p>(注) インターネット・ホットラインセンターから警察庁に対して通報された違法・有害情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁に設置された情報追跡班が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する捜査方式</p>
<p>警察職員への研修等によるサイバーテロ対策のための体制強化</p> <p>サイバー攻撃手法等に関する研修及び民間委託による訓練等を実施し、最新のサイバー攻撃に対する防御技術の習得等を図った。また、リアルタイム検知ネットワークシステムを運用し、サイバー攻撃の予兆・実態把握に努めた。</p>
<p>先進的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用の推進</p> <p>改正不正アクセス禁止法に基づく取締りを推進するとともに、ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害事犯について、全国47都道府県警察において一斉取締りを行うなど効果的な取締りを実施した。また、サイバー犯罪の捜査情報を共有するシステムを運用し、各都道府県警察において個別に把握したサイバー犯罪に関する捜査情報等の共有を図り、合同・共同捜査を推進した。</p>
<p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の効果的な運用</p> <p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づき、第6条の禁止誘引行為違反について、24年中は360件検挙した。</p>
<p>ホットライン業務の効果的な運用【行政事業レビュー対象事業：29 インターネット・ホットライン業務】</p> <p>一般のインターネット利用者からの違法・有害情報に関する通報を受け、違法・有害情報の警察への通報や違法・有害情報に係るサイト管理者等への削除依頼を行うため、警察庁が業務委託をしているインターネット・ホットラインセンターにおいては、通報を受けたインターネット上の違法・有害情報に関し、サイト管理者等に対して、24年中は25,241件の削除依頼を行い、このうち22,039件(87.3%)が削除された。</p>
<p>外部委託したサイバーパトロール業務の効果的運用【行政事業レビュー対象事業：29 インターネット・ホットライン業務、30 サイバーパトロール業務】</p> <p>一般のインターネット利用者からの通報が期待できない出会い系サイトや児童ポルノ等が掲載された登録制サイト等をパトロールし、発見した違法・有害情報をインターネット・ホットラインセンターに通報するため、警察庁が業務委託しているサイバーパトロールにおいては、平成24年中に14,115件の通報を実施した。</p>
<p>サイバー防犯ボランティアの育成・支援【行政事業レビュー対象事業：29 インターネット・ホットライン業務、24-7 サイバー防犯ボランティア育成・支援の在り方に関する調査研究】</p> <p>サイバー空間におけるボランティア活動の促進を図るため、既存のサイバー防犯ボランティア団体に対してアンケート調査を実施するなどして、「サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル(モデル)」、「サイバー防犯ボランティア育成のための研修カリキュラム(モデル)」を作成し、警察庁ホームページに掲載するなどして、新たなサイバー防犯ボランティアの結成を促進するとともに、既存の防犯ボランティア団体の活動支援を推進した。</p>
<p>サイバーテロ対策セミナー、共同訓練等の実施による重要インフラ事業者等との連携強化</p> <p>都道府県警察のサイバーテロ対策プロジェクトにおいて、重要インフラ事業者等への個別訪問を行い、捜査に対する協力等の要請を行うとともに、サイバーテロ対策協議会、サイバーテロ対策セミナー等を開催し、情報セキュリティに関する情報提供や意見交換等を行ったほか、重要インフラ事業者等と事案発生を想定した共同訓練を実施し、緊急対処能力の向上を図るなど、官民連携の強化に努めた。</p>
<p>情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との連携強化</p> <p>情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」及びウイルス対策ソフト提供事業者等との「不正プログラム対策協議会」の枠組みを活用してサイバー攻撃に係る情報共有を行い、また、セキュリティ関連事業者と「サイバーインテリジェンス対策のための不正通信防止協議会」を設置し(24年8月)、官民の連携強化を推進した。</p>
<p>情報技術解析に係る関係機関との連携強化</p> <p>関係機関に対し、デジタルフォレンジックに関する講義を行うなどの取組を通じて連携強化を図った。また、民間有識者コミュニティと情報技術に係る情報の提供に関する協力を行う旨の協定を締結し、民間との協力関係を構築した。</p>
<p>総合セキュリティ対策会議の開催等による産業界等との連携強化【行政事業レビュー対象事業：31 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等】</p> <p>総合セキュリティ対策会議においては、「サイバー犯罪捜査の課題と対策」及び「官民が連携した違法・有害情報対策の更なる推進」について議論を行い、その対策等を取りまとめたほか、警察庁、総務省及び経済産業省が主体となって設置した、民間事業者等を構成員とする不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会(官民ボード)において取りまとめた「不正アクセス防止対策に関する行動計画」に基づいた取組を推進した。成果の一部として、情報セキュリティに関する情報を集約した情報セキュリティ・ポータルサイト「ここからセキュリティ!」を公開した。また、プロバイダ連絡協議会等においてサイバー犯罪情勢や対策の在り方等について情報交換を行うとともに、インターネットに係る最新の技術に関する情報及び電子機器等の解析に必要な技術情報を得るため、民間企業との技術協力を推進した。</p>

	<p>国際捜査協力及び情報セキュリティに関する情報共有等によるサイバー犯罪取締り等のための国際連携の強化 G8ハイテク犯罪サブグループ会合への出席、アジア太平洋地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催、国際刑事警察機構(ICPO-Interpol)を通じたサイバー犯罪・サイバー攻撃事案に係る国際捜査共助の実施等により、犯罪取締り等のための諸外国との国際連携を強化した。</p> <p>各種講演やセミナーによる教養及びホームページ等を活用した情報発信を通じた情報セキュリティ対策に関する広報啓発【行政事業レビュー対象事業:31 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等】 警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会、学校等における講演会、情報通信技術関連イベント等における情報セキュリティ・アドバイザーによる講演やセミナーを実施したほか、警察庁セキュリティポータルサイト(@police)、情報セキュリティ対策DVD、広報啓発用リーフレット等を通じて、情報セキュリティに関する広報啓発を行った。</p>
<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p>	<p>業績指標 については、24年のサイバー犯罪の検挙件数が過去3年間の平均値と比べ増加していることから、目標を達成した。 業績指標 については、サイバーテロの発生がなかったことから、目標を達成した。 他方、一連の遠隔操作ウイルス等による犯行予告事案により、警察のサイバー犯罪捜査に対する信頼が大きく揺らぐとともに、情報通信技術の急速な発達に警察捜査が追いついていないのではないかと不安を国民に与える結果となった。 したがって、業績指標については目標を達成したもの、業績目標である「情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等のサイバー犯罪の抑止」は目標を達成したとまでは認められない。</p>
<p>評価結果:</p>	
<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>一連の遠隔操作ウイルス等による犯行予告事案により、警察のサイバー犯罪捜査に対する信頼が大きく揺らぐとともに、情報通信技術の急速な発達に警察が追いついていないのではないかと不安を国民に与える結果となったことを受けて、25年1月、当面緊急に推進すべき施策をサイバー犯罪対処能力の強化等に向けた緊急プログラムとして取りまとめた。同プログラムに基づき、サイバー犯罪に関する捜査力及び解析力の強化や体制の整備、資機材の整備、民間事業者、有識者等の知見の活用等を実施し、サイバー犯罪対処能力の強化等を推進する。 また、引き続き、サイバーテロ対策に係る体制の強化並びに事案の未然防止及び事案発生時における迅速・確実な対処のための取組を推進するほか、情報通信技術を用いた謀報活動であるサイバーインテリジェンス対策に係る取組を推進するなど、サイバー攻撃事案の実態解明及び官民連携の強化に係る取組を推進する。 さらに、安全なサイバー空間に向けた国際連携や広報啓発を推進する。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>25年6月14日に開催した第26回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「平成24年中のサイバー犯罪の検挙状況等について」(25年3月警察庁) 「平成24年中の「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況について」(25年4月警察庁) 「平成24年中の出会い系サイト等に起因する事犯の現状と対策について」(25年2月警察庁)</p>
<p>政策所管課</p>	<p>情報技術犯罪対策課、警備企画課、情報技術解析課</p>
<p>政策評価実施時期</p>	<p>24年4月から25年3月までの間</p>